

Riksförsäkringsverkets allmänna råd (RAR 2002:4) om bilstöd till personer med funktionshinder.

Försäkringskassan. 2008. Årsredovisning 2007.

- . 2009. Bilstöd. Faktablad. FK 4060_Fa.
- . 2010a. Försäkringskassans årsredovisning 2009.
- . 2010b. Förändringar inom socialförsäkrings- och bidragsområdena 1968-01-01—2010-07-01.
- . 2010c. Socialförsäkringen i siffror 2010.

(2) サイト

スウェーデン国会 法律検索 http://riksdagen.se/templates/R_Page____2161.aspx

スウェーデン国会 政府提案等検索 <http://riksdagen.se/Webbnav/index.aspx?nid=34>

社会保険庁 自動車手当概要等

<http://www.forsakringskassan.se/privatpers/funktionsnedsattning/bilstod>

社会保険庁 自動車手当統計

http://www.forsakringskassan.se/omfk/statistik_och_analys/funktionshinder/bilstod

V アシスタンス補償金 (Assistansersättning)

1. 法令上の根拠

社会保障法 (Socialförsäkringsbalken) 第 51 章、およびアシスタンス補償金に関する政令 (Förordning om assistansersättning)。

2. 運営機関

社会保険庁

3. 制度の概要等

(1) 対象者

65 歳未満（対象年齢の下限なし）で、身体機能の低下が著しく、日常生活上の困難が相当程度大きいために、介助者（パーソナル・アシスタンス）を雇い、週 20 時間を超える時間数、衣類の着脱・食事等日常生活を送る上で必要な援助を受けていること。

65 歳に達する前にアシスタンス補償金の決定を得ている者は、65 歳に達した後も引き続き補償金を受けられる。

著しい身体機能の低下とは、発達障害、自閉症、脳の障害による重度の機能障害などをいう。すなわち、アシスタンス補償金を受給するには、機能障害者に対する支援およびサービスに関する法律 (Lagen om stöd och service till vissa funktionshindrade, LSS) の対象者¹⁰でなければならないということである。

また、病院等の施設でケアを受けている場合、グループ住宅に居住している場合、学校その他の日常的なアクティヴィティーに参加している間、アシスタンス補償金は受けられないが、自分の介助者以外の者と意思疎通が困難である場合、身体機能の低下の程度により介助者の同伴が必要な場合等は、特別な事由に該当し、補償金が受けられる。

(2) 給付水準・設計

¹⁰ LSS 法の対象者とは、①知的障害、自閉症および自閉症に似た症状を持つ者、②脳の障害による重度の機能障害をもつ者、③身体障害または精神障害で日常生活に重度の困難がある者 [斎藤 2006:116] である。

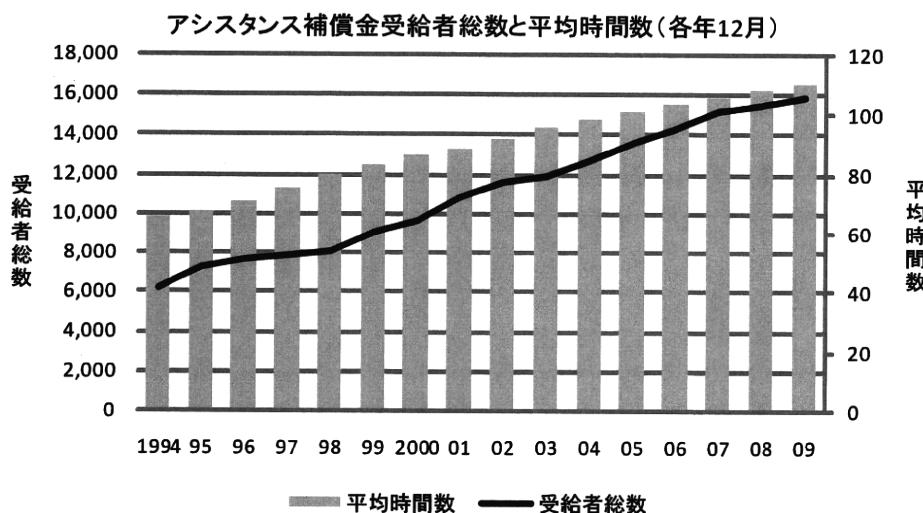
政府が毎年手当額を改定している。2011年は1時間あたり258krである。ただし、特別の教育訓練を受けた介助者が必要な場合等特別な事由が認められれば、最高で289kr（基本額の12%増）まで可能である。補填される費用は、賃金、介助、教育、労働環境改善、事務等にかかる経費である。

なお、障害手当との併給は可能である。しかし、重複する部分（介助に対する手当部分）は障害手当で調整される。

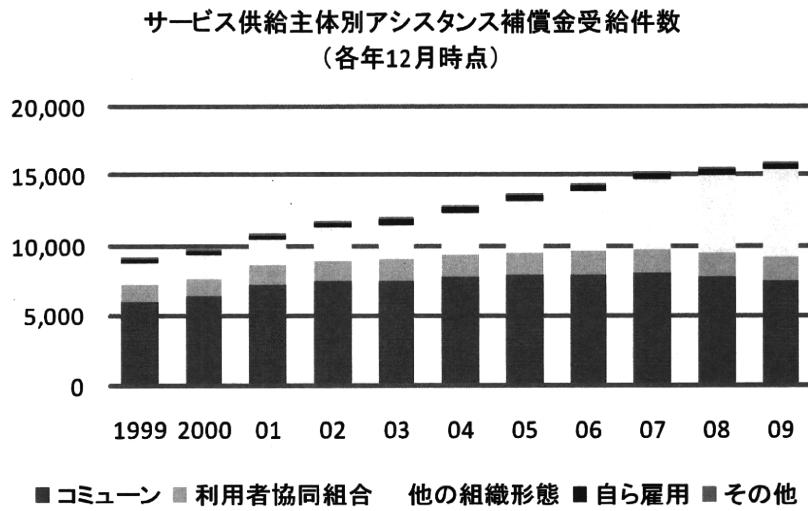
アシスタンス補償金の事務は社会保険庁が行うが、費用はコムーンと国とが分担して負担する。コムーンはアシスタンス補償金の受給者について週20時間までのパーソナル・アシスタンスの費用を、国は残りの時間数に相当する費用を負担する。

(3) 給付の実態

2009年12月時点での受給者数は15,766人で、前年比3%増加している。2001年12月時点と比較すると、53%（年平均5.5%）の増加となっている。この背景の一つに、2001年から、65歳以降も補償金の受給権を維持できることとなった点が挙げられる。2009年12月では、受給者のおよそ13%が65歳以上の者で占められている。また、同時点の受給者の男女比は、男性53%、女性47%で男性がやや多くなっている。さらに、新規受給者数についてみると、2003年から07年までは毎年1,400人から1,600人であったが、08年には1,200人程度に減少し、09年には増加している。



出所：http://statistik.forsakringskassan.se/portal/page?_pageid=93,225100&_dad=portal&_schema=PORTALより作成



出所：http://statistik.forsakringskassan.se/portal/page?_pageid=93,225265&_dad=portal&_schema=PORTALより作成

支給総額は、2009 年で 217 億 kr である。費用負担はコミューンが週 20 時間分、国がこれを超える時間分となっているが、実際には受給者 1 人当たりの平均時間数は 110 時間を超えており、国の負担分が多くなっている。2009 年の場合、コミューンは 41 億 kr、国は 176 億 kr を分担している。

4. 認定

(1) 申請

申請書類（申請書 FK3062、高額手当申請書 FK3051、介助費用計算書 FK3057、介助記録 FK3059）に必要事項を記入し、書類等を添付して社会保険庁に送る。なお、LSS 法に基づくパーソナル・アシスタンスの権利がある者については、コミューンが、当該者にかかるアシスタンス補償金について社会保険庁に通知するので、この場合には、本人による申請がなくても社会保険庁が認定の審査をする。

(2) 受給権の再審査

状況の変化が発生した場合や、変化がない場合でも審査・再審査後隔年に、補償金の受給権利について再審査する。なお、65 歳後にも補償金を受けている者に対しては、状況の変化が発生したときのみ再審査する。

5. 参考

(1) 参考文献

- Socialutskottets betänkande 2009/10:SoU21 Personlig assistans och andra insatser – åtgärder för ökad kvalitet och trygghet
Försäkringskassan. 2008. Årsredovisning 2007.
—. 2009. Assistansersättning. Faktablad. FK 4057_Fa
—. 2010a. Assistansersättning. Vägledning 2003:6 Version 6.
—. 2010b. Försäkringskassans årsredovisning 2009.
—. 2010c. Förändringar inom socialförsäkrings- och bidragsområdena. 1968-01-01—2010-07-01.
—. 2010d. Socialförsäkringen i siffror 2010.
齐藤弥生. 2006. 「スウェーデン」荻原康生他編『世界の社会福祉年間 2006』旬報社、pp.93-136.

(2) サイト

- スウェーデン国会 法律検索 http://riksdagen.se/templates/R_Page____2161.aspx
スウェーデン国会 政府提案等検索 <http://riksdagen.se/Webbnav/index.aspx?nid=34>
社会保険庁 アシスタンス補償金制度概要
<http://www.forsakringskassan.se/privatpers/funktionsnedsattning/assistansersattning>
社会保険庁 アシスタンス補償金統計
http://www.forsakringskassan.se/omfk/statistik_och_analys/funktionshinder/assistansersattning

第3章 イタリアの障害給付

小島 晴洋

1. 障害者施策の全体像

(1) 沿革と概要

イタリアの障害者施策は、「複線構造（doppio binario）」といわれる¹。複数の法律・制度が複雑に並列している状態を表している。

労災・年金以外の障害者関係の最初の立法は、戦争による障害者の雇用に関する1921年8月21日法律1312号が嚆矢とされる²。その後、多くの変遷を経ながら、個別の障害に対応した個別法、障害全体に関する通則法、バリアフリー法、施策の拡充・変更等を行う各年の財政法などが整備されてきた。主な法律を、以下、年代順に掲げる³。

- 1898年3月17日法律80号（最初の労災立法）
- 1898年7月18日法律350号（最初の年金立法、廃疾年金あり）
- 1939年4月14日緊急法律勅令636号（障害年金における障害の定義）
- 1962年2月10日法律66号（視覚障害者）
- 1965年6月30日大統領令1124号（労災統一法）
- 1968年4月2日法律482号（障害者義務雇用制度）
- 1970年5月26日法律381号（聴覚障害者）
- 1971年3月30日法律118号（一般障害扶助制度）
- 1978年5月13日法律180号（精神障害者、通称「バザーリヤ法」）
- 1978年12月23日法律833号（国民保健サービス法）
- 1978年12月23日大統領令915号（戦争年金統一法）
- 1980年2月11日法律18号（介添手当）
- 1984年6月12日法律222号（年金制度における障害給付の改革）
- 1989年1月9日法律13号（バリアフリー法）
- 1992年2月5日法律104号（ハンディキャップ基本法）
- 1994年4月20日大統領令349号（公務災害統一法）
- 1999年3月12日法律68号（新・障害者雇用制度）
- 2000年3月8日法律53号（介護休業）
- 2000年11月8日法律328号（福祉基本法）

¹ Micela, V. e Montanari, F. (2008), pp.15-31.

² Ledda, G. e Bruno, M. (2009), p.1.

³ これらは、主要法律中でも更に重要な一部に過ぎない。そのほかの法令リストとしては、Ledda, G. e Bruno, M. (2009), pp.11-19. 仲村優一・一番ヶ瀬康子（1999）、363頁、『現代イタリアの社会保障』307-313頁。

2001年4月3日法律138号（視覚障害新法）

2001年10月29日大統領令461号（新・公務災害統一法）

2006年2月20日法律95号（聴覚障害新法）

留意すべき点として、視覚障害（cieco）と聴覚障害（sordo）が、一般の障害とは別に、個別法として制定されていることを挙げておかなければならない。援助内容は、一般障害扶助（民間人障害）とほぼ同様であり（一般障害扶助のうち、比較的重度の障害の位置づけに近い）、手続きも一般障害扶助に準じている。そのため、本稿では記述の対象としていない⁴。また、軍人等の障害に対しては戦争年金制度（pensione di guerra）から給付が行われ、公務災害（invalidi per servizio）も独立した制度である。

2000年の福祉基本法（法律328号）⁵は、特に22条、24条等において、一般障害扶助なども含めて、障害者関係の給付の再編、計画化、手続の簡素化などを規定しているが、多くはなお実現していない。

（2）障害者に関する主な制度

障害者に対する援助は、金銭給付、援助サービス（介護・医療など）、雇用の場面における援助（優先雇用、介護等のための休暇制度など）、その他の援助（授業料の減免、医療費一部負担の免除、補装具の支給、公共交通機関の割引、税制の優遇、選挙権行使の援助など）など、多岐にわたる。それぞれの対象者、援助内容などは、基本的にそれぞれの個別法によって規定されている。

しかし、多くの法律は、対象者の特定を自らは行わず、後述の一般障害扶助制度やハンディキャップ認定制度に依存している。すなわち、たとえば一般障害扶助制度における一定程度以上の障害度を有する者を対象とする、あるいはハンディキャップ認定制度における「重度のハンディキャップ」を対象とする等の方法により、給付・サービスの対象者を画することが多い。その意味で、一般障害扶助制度やハンディキャップ認定制度は、通則法的效果を有している。

そこで、ここでは、「障害を認定する」ことに着目して、主要な制度を簡単に紹介する。なお、上記に掲げた各個別援助の詳細は説明できないが⁶、たとえば医療・介護等の援助サービスは、イタリアではASL（地域保健公社）やコムーネ（市町村）によって行われている⁷。

⁴ 具体的内容は、たとえば、Rossi, F.P. (1990), pp.77-80. Micela, V. e Montanari, F. (2008), pp.225-231, 240-242. Cinelli, M. (2010), pp.455-456.

⁵ 福祉基本法は、全訳が『現代イタリアの社会保障』318-341頁に収められている。

⁶ 具体的内容は、たとえば、Ledda, G. e Bruno, M. (2009), pp.133-140, pp.185-223. 邦語文献としては、『現代イタリアの社会保障』168-183頁（中益陽子執筆）、209-216頁（小谷眞男執筆）、226-251頁（宮崎理枝執筆）、253-274頁（田中夏子執筆）。

⁷ イタリアでは、福祉・医療分野の所管は、分権化により州（Regione）とされている。その

(a) 一般障害扶助（民間人障害 *invalidita' civile*）制度⁸

1971年法律118号により発足し、その後、幾多の変遷を経て今日に至っている。

障害の認定は、ASLに設置された「一般障害等認定医学委員会（Commissione medica per l'accertamento dell'*invalidita' civile, cecita' civile e sordita'*）」が行う（1990法律295号1条8項）。この委員会は、専門医等医師4名で構成されている。WHOのICIDH基準（1980）に基づく機能障害表が制定されており（1992年2月5日保健省令）、「障害があること」のみならず、当該個人ごとに、障害度がパーセンテージ数値で認定される。障害度34%以上の者が「障害（*invalidita'*）」と認定され、各種の援助の対象となり得る資格を取得する。

援助のうち実質的に最大のものが、金銭給付たる「労働不能年金」「月額障害手当」「介添手当」等であるが、そのほかにも、補装具の支給（34%以上）、医療費一部負担の免除（67%以上）などがあり、それぞれ個別に対象者の障害度が定められている（カッコ内が対象者の障害度）。税制優遇など多くの制度が、この制度による障害の認定を、対象者の特定のために利用している（それぞれの援助がどのレベルの障害者を対象とするかは、それぞれの援助ごとに定められる）。

この制度から支給される金銭給付は、年金制度における障害給付と密接な関係を有する。そこで、金銭給付を中心として、第3節において詳述する。

(b) ハンディキャップ基本法による認定制度

1992法律104号⁹で創設された。一般障害扶助制度が医学的な視点を重視するのに対して、この制度は社会的な視点を重視することが特徴である。

この制度においては、「ハンディキャップを有する者（persone portatori di handicap）」が、「そのために学習・人間関係・労働参加に困難を伴い、また社会的不利益ないし疎外を引き起こしうるような、定続性または進行性の、身体的・精神的・感覚的障害を有する人」と定義されている（1992法律104号3条1項）。その認定は、ASLに設置された「ハンディキャップ認定委員会（Commissione di accertamento dell'handicap）」が行う。この委員会は、一般障害扶助制度における委員会にソーシャル・ワーカー等福祉関係者2名を加えたもので、一般障害扶助制度におけるものとは別である（同法4条）。

認定は、「ハンディキャップ者」（同法3条1項）、「重度のハンディキャップ者（persone

ため、原則として州法によって規定されており、その内容も地域によって異なる。

⁸ この制度（*invalidita' civile*）は、従来「民間人障害（年金）」などと訳されてきた。『現代イタリアの社会保障』でも、その訳語を採用している。この名称（特に *civile*）の本来の趣旨は、社会保険、個別障害（視覚障害、聴覚障害）、戦争による障害、公務による障害などを排除した、一般的・残余的なものを対象とする、という意味である。そこで、本稿では、「一般障害扶助」との名称を採用することとした。また、この制度は、金銭給付だけが目的でなく、他の各制度にも共通する障害の認定が基本的な目的であることから、金銭給付についても、「民間人障害年金」という訳語を改め、「一般障害扶助制度の金銭給付」と呼ぶこととした。なお、イタリアでもこの名称については、あまり適切でない旨の指摘があるようである。

⁹ 抄訳が、仲村優一・一番ヶ瀬康子（1999）、530-533頁に収められている。

in situazione di handicap grave)」（同条3項）、「特別重度のハンディキャップ者（persone portatrici di handicap di particolare gravità）」（1998法律162号1条）に分けられる。この制度の基本理念・最終目的が障害者の社会参加であることから、身体的状況だけでなく、援助の必要性、社会的なつながり、その他すべての要素を考慮して判断が行われる¹⁰。一般障害扶助制度における機能障害表は用いられない¹¹。

この認定による主な効果は、①ASL やコムーネによる援助サービスの対象者とされる（同時に、認定の段階によって優先度が付けられる）（1992法律104号7-10条）、②障害者本人や親族に特別休暇や勤務地選択権を与える（同法33条）などであるが、そのほか、選挙権行使に当たっての援助、就学の援助、公共交通機関の割引、税制優遇などが、主に「重度のハンディキャップ者」以上に認定された者に対して行われる。

(c) 雇用割当制度¹²

現在の制度は、旧・障害者義務雇用制度（1968法律482号）を改め、障害者の雇用を「義務割り当て（collocamento obbligatorio）」から「目標割り当て（collocamento mirato）」に改めるとともに、広範な障害者雇用の促進を図ることを目的としている（1999法律68号）。

この制度の対象となるのは、もともと一定程度以上の障害度を有する者（一般障害扶助制度における障害度46%以上の者、労災における障害度33%以上の者、一定の範囲の視覚障害者、聴覚障害者、戦争障害者、公務障害者等）である。それらの者を対象に、さらに、ASLに設置された「評価委員会（Commissione di valutazione）」で認定作業を行う。この委員会は、上記(b)の委員会と同じ構成であるが、認定は別の手続・基準で行われる。

実務的には、この委員会と、地方労働委員会（三者構成委員会）の下部組織である技術委員会（comitato tecnico）において、障害を持つ労働者の雇用促進を実現していくこととされている。

(d) 年金制度における障害給付

この調査の主たる対象であり、第2節において詳述する。障害の認定は、INPS（全国社会保障機構）¹³が行う。一般障害扶助制度が「一般的な労働能力」を認定するのに対し、あくまでも「個別労働者の個別的な労働能力」を基準に認定される。その意味で、この認定は、この制度だけのためのものであり、実際にも、他の制度で、この障害認定を対象者

¹⁰ Micela, V. e Montanari, F. (2008), pp.135-149.

¹¹ かつては「ハンディキャップ者=一般障害扶助制度で障害度3分の2を超えてる者」、「重度のハンディキャップ者=介添手当の基準を満たす者」という実務が行われていたことがあるようであるが、それは、誤った認定とされている。Micela, V. e Montanari, F. (2008), pp.136-139.

¹² 邦語文献としては、大内（2003）、71-75頁。

¹³ イタリアにおける最大の社会保険実施機関。『現代イタリアの社会保障』83-84頁（鈴木桂樹執筆）参照。

の画定等に利用しているものはない。

2. 年金制度における障害給付

(1) 年金制度の概要¹⁴

(a) 制度の体系

イタリアの年金制度は、歴史的沿革から、多くの制度・基金が分立した状態が続いている。年金制度を運営する複数の組織の中で最大のものは、INPSである（図表1）。

図表1 イタリアの年金制度一覧

INPSの年金制度

- 一般義務制度（被用者）
- 自営業者などを対象とした年金制度
 - 農業労働者（agricoli）
 - 手工業労働者（artigiani）
 - 商業労働者（commercianti）
 - 家事労働者（家事ヘルパーなど）（lavoro domestico）
 - 家庭内労働者（主婦など）（lavoro familiare）
 - その他の自営業等労働者
- 代替基金
 - 航空（volo）
 - 電話（telefonici）（廃止）
 - 電力（elettrici）（廃止）
 - 税務（dazio）
 - 公共交通機関（バスなど）（autoferrotranvieri）（廃止）
 - 国鉄（ferrovia dello Stato）
 - 聖職者（clero）
- 補完基金
 - 鉱山（minatori）
 - ガス（gas）
 - 集金（esattoriali）
- 社会年金・社会手当

INPS外の年金制度

- INPDAP (Istituto nazionale di previdenza per i dipendenti dell'amministrazione pubblica)（国家・地方公務員）
- IPSEMA (Istituto di previdenza per il settore marittimo)（船員）
- INPDAI (Istituto nazionale di previdenza per i dirigenti di aziende industriali)（管理職）
- ENPALS (Ente nazionale di previdenza e assistenza per i lavoratori dello spettacolo)（興行関係者）
- 専門資格職の年金諸組織（弁護士、医師、建築家、ジャーナリスト、公証人など）
- 個別公共企業（銀行など）の年金基金

出典：INPS 資料などから筆者作成。

¹⁴ 『現代イタリアの社会保障』124-144頁（小島晴洋執筆）参照。

INPS は、一般の被用者を対象にしたものと最も代表的な制度である「一般義務制度 (AGO, Assicurazione generale obbligatoria)」を運営するとともに、個別の職種に属する労働者を対象として給付を行う多くの個別基金を有して、その運営も行っている。また、年金の記録に関しては、1995 年から「中央年金記録センター (Casellario centrale dei pensionati)」が INPS に設置され、後述の INPS 外の各制度・組織も含め、年金関係の情報がすべて記録されている。

一般義務制度は、後述の INPS 内外の特別な制度・基金に属さない被用者（従属労働者、lavoratori dipendenti）を対象とする、代表的かつ最大の年金制度である。通常、イタリアの年金制度として紹介されるのは、この制度である。自営業者などを対象とした年金制度としては、従来から、農業労働者 (agricoli)、手工業労働者 (artigiani)、そして商業労働者 (commercianti) を対象とする 3 制度が、代表的なものとされてきた（「独立労働者 (lavoratori autonomi)」の年金制度）。それに加えて、1995 年のディーニ改革により、家庭の主婦などの家庭内労働者 (lavoro familiare) や、従来対象とされていなかった職種の専門資格職や準従属労働者 (lavoratori parasubordinati。芸術家、コンサルタント、行商人など) のための制度が開始された。

INPS が運営する個別基金は、その性質および沿革から、「代替基金 (Fondo sostitutivo)」と「補完基金 (Fondo integrativo)」に分けられる。前者は、基金の設立された個別業種について、一般義務制度に代わる給付（有利な給付であることが多い）を行うものであり、後者は、一般義務制度に加え、基金独自の付加給付を行うものである。ただし、これらの個別基金は、近年、事実上廃止され、被保険者が一般義務制度に移行していく傾向が見られる（電力基金など）。

さらに、歴史的沿革から、INPS とは別に、独立した組織で年金制度を運営するものが、なお多く存在している。公務員などの特別な被用者グループや、伝統的な職能組織を母体とするものなどが多い。ただし、旧来は INPS 外で独立した組織であったものが、現在は INPS の管理下に統合されているものもあり（たとえば、国鉄職員の年金基金）、徐々にではあるが INPS を中心として年金制度が一元化されていく傾向は、イタリアにおいてもみられるようである。

本稿で記述する障害給付は、被用者を対象とした INPS 一般義務制度のものであるが、他の制度もほぼ同様である。

(b) 沿革および特徴

イタリアの年金制度（一般義務制度）は、1898 年に労働者の老齢と廃疾 (disabilità) を対象とした任意保険として発足し（1898 年 7 月 18 日法律 350 号）、その後 1919 年にそれが義務化される（1919 年 4 月 21 日摂政令 603 号）という経緯で誕生した。1935 年にはファシズム体制のもとでその整備が行われた（1935 年 10 月 4 日法律勅令 1827 号、1936 年 4 月 6 日法律 1155 号）。現行制度の基本は、さまざまな給付を充実させた 1969 年の改革に

よって形成された（1969年4月30日法律153号）。また、特定の職種を対象にする特別な基金・制度も、並行して発展してきた¹⁵。

1990年代以降は、急速な高齢化の進展と年金財政問題が意識され、改革が常に大きな政治課題となっている。中でも注目されるのは、1995年のいわゆるディーニ改革である（1995年8月8日法律335号）¹⁶。この改革では、年金給付の算定方法、支給要件などをはじめとして、制度の抜本的な変更が行われた。分立状態は依然として解消されていないが、各制度とも、新たに被保険者となる者に対しては、原則として新しいシステムを統一して採用することとされた。この新システムは「拠出額方式（sistema contributivo）」と呼ばれ、これに対して旧システムは「報酬額方式（sistema retributivo）」と呼ばれるが、近年「イタリアの年金改革」として言及されるのは、この改革における拠出額方式の採用のことである。

（c） 給付の概要

年金制度は、一般に、老齢・障害・遺族の3種類の給付を行うが、イタリアの場合、それに加えて、一定の拠出期間と労働からの引退を要件として支給される「年功年金」というものがあり（1969年法で創設）、大きな役割を果たしている（ただし、1995年改革によって、拠出額方式においては廃止された）。また、支給額の最低保障制度があり、計算上の支給額が一定の水準に達しない場合に、その水準の額まで支給額が自動的に引き上げられる（「最低年金額の補完（trattamento minimo）」。2010年月額460.97ユーロ。一定の就労所得などがある場合には行われない）。拠出によらない「社会年金（pensione sociale）」（1995まで）ないし「社会手当（assegno sociale）」（1996から）も、年金制度の一環と認識されており、INPSから支給される（いずれも65歳以上が対象、所得制限がある）¹⁷。

年金支給額は、年額で定められるが、給付はそれを13回に分け、原則として毎月支給される（年末に2ヶ月分が支給される）。物価スライドは、ISTAT（中央統計局）のデータに基づいて、毎年行われる。

1995年改革によって新システム「拠出額方式」が導入されたが、旧システムと新システムの適用対象者は、次のように区分されている。

1995年12月31日現在で18年以上の拠出期間を有する者： 旧システムが適用される。

1995年12月31日現在で既に拠出期間を有するが、それが18年未満の者： 新旧の混合方式が適用される。すなわち、同日以前の拠出期間については旧システムで、それ以降の期間については新システムで支給額が計算される。

1995年12月31日現在で拠出期間を有しない者（新規採用者）： 新システムが全面的に適

¹⁵ 年金制度の歴史については、中益陽子（2001）、359-395頁。

¹⁶ ディーニ改革については、小島晴洋（1996）、40-50頁。

¹⁷ 社会年金および社会手当については、『現代イタリアの社会保障』133-134頁（小島晴洋執筆）。

用される。

この結果、1995年改革によっても、多くの年金受給者はなお旧システムによる者であり、新システムに全面的に移行するのは2035年頃以降と見込まれている。

(d) 年金支給額の算定方法

イタリアの年金制度において、支給額の算定方法は老齢年金・障害給付に共通である。1995年の改革によって、当分の間、新旧両システムが併存することとなったが、それぞれ以下の通りである。

① 旧システム「報酬額方式 (sistema retributivo)」

報酬額方式による支給額（年額）は、原則として、「平均報酬年額×拠出年数×2%」という式で計算される。拠出年数の計算上の上限は40年とされており、すなわち、40年以上の拠出期間のあるフル・ пенションは、年収の80%の水準ということとなる。平均報酬年額としては、原則として、退職直前の10年間分が対象として計算の基礎とされる（過去の報酬は、ISTATの消費者物価水準のデータに基づいて再評価される）。

② 新システム「拠出額方式 (sistema contributivo)」

支給額は、受給者が就労期間中に行った拠出をもとに計算される。その方法は、次のとおりである。

(i) まず、各人の各年の「計算上の拠出額」を確定する。それは、賦課ベースとなる報酬額に、次の率を乗じた額である。

被用者： 33%

独立労働者(農業、手工業、商業)、準従属労働者： 20%

その他： 10%

(ii) (i)で得られた各年の金額を、毎年、名目GDPの過去5年間の平均変化率を用いて、再評価する。

(iii) (ii)で得られた再評価後の各年の金額を、足し算して積み上げる。これが、個人ごとの「計算上の拠出総額 (montante individuale)」となる。

(iv) 年金給付額（年額）は、(iii)で得られた拠出総額に、法定の「転換指數 (coefficiente di trasformazione)」を乗ずることによって得られる。転換指數は、平均余命等を考慮して、受給時年齢に応じて定められている（図表2）。

なお、新システムでは、最低年金額の補完は行われない。

図表 2 転換指數

年金受給開始時の年齢	(1) 2009年末まで	(2) 2010年1月から
57	0.04720	0.04419
58	0.04860	0.04538
59	0.05006	0.04664
60	0.05163	0.04798
61	0.05334	0.04940
62	0.05514	0.05093
63	0.05706	0.05257
64	0.05911	0.05432
65	0.06136	0.05620

出典：(1)1995 法律 335 号付表 A (1 条 6 項関係)。
(2)2007.12.24 法律 247 号 1 条 12-16 項および付表 2A。

(2) 障害給付の概要

(a) 沿革

障害給付は、19世紀末の年金制度設立当初から老齢給付とともに存在しており、現在に至るまで、一貫して年金制度に属している。年金制度は、Invalidita' (障害)・Vecchiaia (老齢)・Superstiti (遺族) の頭文字をとって、IVS とも通称される。その意味で、制度史の基本は、年金制度全体について既述したとおりである。また、財政も一体として運営されており、拠出料率（たとえば、民間被用者 32.70%。うち事業主負担分 23.51%、本人負担分 9.19%）も年金制度全体として設定されている。

障害給付特有の事項として特筆すべきこととしては、「障害」の定義の問題と、それに関わる 1984 年改正がある。すなわち、1984 年以前は障害年金の濫給が大きな社会問題となっていた。それに対応するために、1984 年 6 月 12 日法律 222 号において、「障害」の定義の見直し、給付の改編などの制度改正を行ったのである。その後、制度は大きく変わることなく現在に至っている¹⁸。

当初の障害の定義は、1939 年 4 月 14 日緊急法律勅令 636 号 10 条 1 項で規定され、その後 1975 年 6 月 3 日法律 24 条 1 項で修正されたものであるが、次のようなものであった：「被保険者が、疾病または身体的もしくは精神的な欠損により、その適性・能力に適した職業において、稼得能力 (capacita' di guadagno) を永続的に 3 分の 1 を下回るまでに喪失したとき、障害 (invalido) とする」。

ここで注目すべきは、障害を判定する基準として用いられている用語が、「稼得能力 (capacita' di guadagno)」とされていることである。これに対して、1984 年改正法では、再編後の給付である「通常障害手当」と「労働不能年金」について、それぞれ受給対象者

¹⁸ 濫給問題に対する立法的対応は 1984 年以来ほとんど行われていないようであるが、2010 年の現地調査における関係者のインタビューからの印象では、濫給自体が根絶されたわけではないようである。

を画する形で「障害」を定義しているが、いずれの場合も、判定する基準として用いられている用語は、「労働能力 (capacita' di lavoro)」である（それぞれ後に詳述する）。

1984年改正の眼目の1つは、この「障害の定義」の変更によって濫給に歯止めをかけることであった。すなわち、「稼得能力」の用語はあまりに弾力性に富み、本人の身体的能力のみならず、地域の社会・経済的条件も含む余地がある。そのため、旧法における運用では、地域の社会・経済的条件のために適当な職に就くことができない場合には、それのみによって「稼得能力の減少」すなわち「障害」と認定されがちであった。障害年金は、さながら失業手当の代替の様相を呈していた。それを避けるために、改正法では「労働能力」の用語を採用し、より客観的な認定を目指したのである¹⁹。

歴史においてもう1つ特筆すべきは、「障害」の位置付けである。障害のとらえ方には「長期の疾病」と「早期の老齢」という2つの可能性が考えられるが、イタリアにおいては、一貫して「早期の老齢」と捉えられていた²⁰。これは、制度設立当初の位置付けから見ることもできるが、近年においてもその認識に変化はないようである²¹。

(b) 給付の概要

基本的な障害給付としては、障害手当 (assegno di invalidità) と労働不能年金 (pensione di inabilità) の2種類がある。このほか、要介護状態に着目して支給される介助手当 (assegno mensile per l'assistenza personale e continuativa ai pensionati per inabilità) も、年金制度の枠内で制度化されている。なお、妻や子に関しての加算制度は存在しない²²。

障害手当は、「被保険者が、疾病または身体的もしくは精神的な欠損により、その適性・能力に適した職業において、労働能力 (capacita' di lavoro) を永続的に3分の1を下回るまでに喪失した」場合に支給される（1984法律222号1条1項）。支給期間は3年間であるが、更新ができ、更新3回目以降は無期限となる（同条7・8項）。受給者が死亡した場合も、遺族給付には転換されない（同条6項）。後述の労働不能年金と異なり、労働能力の減少が100%までには至らない、いわゆる部分障害に対応する給付である。1984年の改正によって、旧来の障害年金に代わり、①基準が「稼得能力」から「労働能力」に置き換えられ、②期限が付されることになった、新たな給付として登場した（次項以降で詳述する）。

労働不能年金は、「被保険者または障害手当受給者が、疾病または身体的もしくは精神的な欠損により、いかなる労働活動を遂行することも永続的・絶対的に不能である (assoluta

¹⁹ 破毀院労働部 1998年12月3日判決 12261号。Ferraro, G. (2004), p.132. Persiani, M. (2009), pp.249-250. Pessi, R. (2008), p.464.

²⁰ 19世紀末～20世紀初頭の立法資料で確認することはできなかったが、教科書類には共通してその記述がある。たとえば、Rossi, F.P. (1990), p.85. Pessi, R. (2008), p.463.

²¹ 2010年の現地調査における関係者のインタビューによる。

²² もともと年金制度全体として、妻子への加算制度は存在しない。一般的な家族手当制度としての「家族の核に対する手当 (assegno al nucleo familiare)」が、年金受給者にも支給される。手当額は家族人員と所得に応じて定められるが、家族内に障害者がいる場合には優遇される。詳しくは、『現代イタリアの社会保障』216-222頁（小谷眞男執筆）。

e permanente impossibilita' di svolgere qualsiasi attivita' lavorativa)」場合に支給される（1984 法律 222 号 2 条 1 項）。支給期間の定めのない、継続的な給付である。受給者死亡の場合は、遺族給付に転換される（同条 3 項）。労働能力の減少が 100% の、いわゆる完全障害に対応する給付である。やはり次項以降で詳述する。

介助手当（assegno mensile per l'assistenza personale e continuativa ai pensionati per inabilita'）は、労働不能年金の受給者が要介護状態の場合に加算される給付である。具体的には、「介助者の継続的な援助がなければ歩行することができない、または、日常生活の活動を完遂することができず継続して援助が必要である」場合に支給される（1984 法律 222 号 5 条 1 項）。ただし、公的な医療施設や介護施設に入所している場合は支給されない（同項）。また、同種の他制度からの給付とは、併給されないか、支給額減額の対象となる（同項）。遺族給付には転換されない（同項）。支給額は、労災保険における同種給付と同額とされている（同項）（2009 年 7 月以降月額 472.45 ユーロ）。

図表 3 年金の種類別の支給件数、支給総額・平均年額

年金の種類	2007			2008		
	支給件数 (構成比)	支給総額 (構成比)	平均年額 (水準)	支給件数 (構成比)	支給総額 (構成比)	平均年額 (水準)
年金制度 (IVS)	18,641,610 (78.6%)	210,259 (90.2%)	11,279 (114.8)	18,626,737 (78.3%)	217,216 (90.1%)	11,662 (115.1)
老齢	11,900,370 (50.2%)	162,156 (69.6%)	13,626 (138.7)	12,010,372 (50.5%)	168,897 (70.0%)	14,063 (138.8)
障害	1,825,808 (7.7%)	12,781 (5.5%)	7,000 (71.3)	1,716,144 (7.2%)	12,296 (5.1%)	7,165 (70.7)
遺族	4,915,432 (20.7%)	35,321 (15.2%)	7,186 (73.2)	4,900,221 (20.6%)	36,023 (14.9%)	7,351 (72.6)
損失補償給付 (労災等)	976,679 (4.1%)	4,256 (1.8%)	4,357 (44.4)	951,264 (4.0%)	4,424 (1.8%)	4,651 (45.9)
扶助的給付	4,102,489 (17.3%)	18,461 (7.9%)	4,500 (45.8)	4,225,853 (17.8%)	19,469 (8.1%)	4,607 (45.5)
一般障害扶助	2,957,632 (12.5%)	13,322 (5.7%)	4,504 (45.9)	3,090,910 (13.0%)	14,189 (5.9%)	4,590 (45.3)
社会年金・ 社会手当	781,555 (3.3%)	3,620 (1.6%)	4,631 (47.2)	791,656 (3.3%)	3,775 (1.6%)	4,769 (47.1)
戦争年金	363,302 (1.5%)	1,520 (0.7%)	4,183 (42.6)	343,287 (1.4%)	1,505 (0.6%)	4,384 (43.3)
計	23,720,778 (100%)	232,976 (100%)	9,822 (100)	23,803,854 (100%)	241,109 (100%)	10,129 (100)

(注) : (1) 支給総額の単位は 100 万ユーロ、平均年額の単位はユーロ。

(2) 各年金の平均年額の水準は、年金全体の平均を 100 とした場合の指標である。

(出典) Istat (2010), *Trattamenti pensionistici e beneficiari al 31 dicembre 2008*, p.2.

給付に関するデータは、以下のとおりである（図表3）²³（数字は2008年のもの）： 支給件数1,716,144、支給総額12,296百万ユーロ、全年金（一般障害扶助制度、社会手当などの扶助的給付も含む）に占める割合（件数ベース）7.2%、全年金に占める割合（給付額ベース）5.1%、1件あたりの平均年額7,165ユーロ、年金全体の平均水準と比べた場合の障害給付の水準（全体の平均を100とした場合の指数）70.7。

2007年と2008年を比べた場合、件数で6.0%減、支給総額で3.8%の減、平均年額で2.3%の増となっている。

(3) 障害手当 (*assegno di invalidita'*)

(a) 労働能力の減少

障害手当は、労働能力が「3分の1を下回るまでに喪失した」場合、すなわち3分の2以上の減少で支給される。

この場合の労働能力は、「その適性・能力に適した職業において (in occupazioni confacenti alle sue attitudini)」（1984法律222号1条1項）考察される、個別的な職業能力である。認定は、個人ごとの、特別な職業的人間性、習得技能、職業経験、適応能力などに基づいて行われ、一般には、高齢で職業経験が確立した人には有利（認定されやすい）で、若年で適応能力が高ければ不利（認定されにくい）とされる²⁴。基本的には従来行っていたのと同じ労働で考えるが、まったく同じだけでなく、ある程度同種の労働も考慮する（破毀院2001年3月9日判決3519号、同2001年6月15日判決8101号）²⁵。

この点で、「一般的な職業能力 (capacita' lavorativa generica)」が基準とされる一般障害扶助制度と異なり、機能障害表により自動的に障害度を認定するシステムは採用されていない。判例によれば、一般障害扶助制度における機能障害表（1992年2月5日保健省令）は、そのままINPSの障害給付の認定を拘束するものではない（破毀院1999年6月24日判決6544号、同2006年4月3日判決7760号）²⁶。

既存のリスク (rischio precostituito)、すなわち、申請者が被保険者になる以前から疾病や欠損を有していた場合の取扱いについては、古くから多くの問題が提起されてきた。1984法律222号は、1条2項において、「事後の悪化や追加疾病があれば既存リスクも対象になる」旨を明記して、立法的解決を行った。多くの判例の蓄積があるが、現在では、保護の対象となることについて、ほとんど議論の余地はなくなっている²⁷。

²³ 障害給付全体に関する数値であり、障害手当、労働不能年金等の区別は示されていない。また、Istat (2009), p.51では、2007年の数値が示されている：障害給付（障害手当または労働不能年金）の受給者総数181万8646人（男性79万6485、女性102万2161）、支給総額127億8149万6000ユーロ（男性67億6844万5000ユーロ、女性60億1305万1000ユーロ）。

²⁴ Persiani, M. (2009), p.251.

²⁵ Ferraro, G. (2004), pp.133-134.

²⁶ Ferraro, G. (2004), p.138. Cinelli, M. (2010), p.448.

²⁷ Ferraro, G. (2004), p.136. Persiani, M. (2009), pp.257-258. Rossi, F.P. (1990), p.72.

(b) 拠出要件

障害手当の受給のためには、260週（5年）の被保険者期間と、その間に156週（3年）の拠出があることが必要である（1984法律222号4条）。労働の期間と保障実現の期間との間の、強い時間的接続を維持する趣旨である。みなし拠出期間等は、必要な拠出期間に参入されない²⁸。

ただし、障害が「業務の目的に直接に起因する（in rapporto causale diretto con finalita' di servizio）」場合には、この要件は不要とされる（1984法律222号6条）。イタリアでは労災保険制度の適用条件が厳しいため、労災から漏れる場合を補足的に保護する趣旨である。この場合には、さらに、併給や給付制限の緩和などの優遇措置が行われている。

(c) 支給額

支給額は、老齢年金と同様の方法で算定される（1984法律222号1条3項）。すなわち、報酬額方式または拠出額方式であり、報酬額方式の場合は実際の報酬額と拠出年数、拠出額方式の場合は実際の「計算上の拠出額」と拠出年数をベースに算定される。1995年改革の結果、1995年12月31日現在における拠出期間によって、①引き続き報酬額方式で算定される者、②報酬額方式と拠出額方式の両者で算定される者、③拠出額方式のみで算定される者に分かれたこととなった（2. (1) (c)）。

なお、拠出額方式の場合に個人ごとの計算上の年金拠出総額（montante individuale）に乗ずる転換指数は、当事者が57歳以下の場合には実際の年齢にかかわらず、一律に57歳のものを用いることとされている（1995法律335号1条14項）。

障害手当にも、最低年金額の補完が行われる。ただし、上記3グループのうち、①および②には適用されるが、③には適用されない（1995法律335号1条16項）（2. (1) (d) ②）。

障害手当における最低年金額の補完は、一般の最低年金額補完と異なり、次のような形で行われる：すなわち、「計算上の金額が最低年金額に達しない場合に、社会年金（現在は社会手当）の額を限度として補完される」（1984法律222号1条3項）。補完される額は社会手当額（2010年月額411.53ユーロ）を限度とし、補完された結果としての最終額は最低年金額が限度となる。受給者の個人所得税の課税所得が、社会年金（現在は社会手当）額の2倍を超える場合には、補完は行われない。配偶者との合計所得が、同じく3倍を超える場合も同様である（1984法律222号1条4項）。

(d) 所得制限

障害手当は部分障害に対応する給付であり、受給者が就労し所得を得ることは、制度上もともと想定されている。そのため、就労所得と年金給付の調整が規定されている。

²⁸ Rossi, F.P. (1990), pp.81-82. Ferraro, G. (2004), pp.149-151.

制度の変遷があり複雑であるが、その内容は、現在、おおむね次のようにになっている：

①就労所得を得ながら障害手当を受給し、なおかつ障害手当額が最低年金額を超える場合には、その超える額の50%分が減額される²⁹（1992委任立法503号10条、1993法律537号11条10項）。

②障害手当額は、就労所得が最低年金額の4倍を超える場合は25%減額され、同じく5倍を超える場合は50%減額される³⁰（1995法律335号1条42項）。

これらの措置は、併せて適用されうるので、就労所得が最低年金額の4倍を超える場合には、まず②の措置が適用され、なお障害手当額が最低年金額を超える場合には、①の措置も適用される。

(4) 労働不能年金

(a) 労働の不能

労働不能年金は、「いかなる労働活動を遂行することも永続的・絶対的に不能である（assoluta e permanente impossibilita' di svolgere qualsiasi attivita' lavorativa）」場合に支給される（1984法律222号2条1項）。すなわち、いわゆる完全障害に対応する給付である。ただし、この場合も、認定の基準としては、「いかなる労働活動も不能である」すなわち「労働能力」に着目して、それがゼロであるという考え方が採用されている。

労働不能年金の受給要件としては、このような身体的条件と並んで、自営業や専門職の場合の登録名簿からの削除、および失業給付等のいかなる所得補償給付も受けないことが規定されている（1984法律222号2条2項）。完全な労働不能状態を、制度的に確認する趣旨である。

(b) 抱出要件

抱出要件は、障害手当と同じである。

(c) 支給額

労働不能年金の支給額も、障害手当と同じく、老齢年金と同様の方法で算定される。その額は、次の①と②の合計額となる（1984法律222号2条3項）：

- ①その者について算定される障害手当の額（ただし、最低年金の補完はされない）、
- ②「障害手当計算のときと同じ報酬基礎額と、労働不能年金支給開始時点から老齢年金支給開始年齢³¹に到達するまでの期間を既存抱出年数に加算した抱出年数（最大40年）、を

²⁹ 減額率が50%というのは従属労働による所得の場合であり、独立労働による所得の場合は、30%の減額である。また2001年1月から、この措置は、40年以上の抱出期間がある場合には適用外とされた（2000法律388号72条）。

³⁰ 1995年9月1日以降に支給が開始されるものを対象とする。

³¹ この条項の適用については、支給開始年齢は、引き続き男子60歳、女子55歳とされている。

用いて計算した障害手当の額」と、①の障害手当の額との差額。

結局、上記②の「」（カギ括弧）内の部分が、労働不能年金の支給額となる。これは要するに、老齢年金支給開始年齢に達するまでの期間を拠出期間として上乗せをし、その時点で老齢年金を支給するものとして計算する金額となる。「障害」を「早期の老齢」と認識する考え方がある、ここにも現れているものと思われる。

なお、拠出額方式においては、上記②の「」（カギ括弧）部分の金額について、次のように定められている（1995 法律 335 号 1 条 15 項）：「年金拠出総額は、60 歳に到達するまでの年数と、直近 5 年間の平均報酬をもとに計算する。転換指数は、57 歳のものを用いる」。これも、考え方は報酬額方式の場合と同じである。

最低年金額の補完は、障害手当と同じく、「拠出額方式のみで算定される者」以外の者に対して行われる。補完の方法は、障害手当の方法ではなく、一般の年金と同様の方法である（最低年金額に不足する額が補完される）（1984 法律 222 号 2 条 4 項）。

(d) 所得制限

労働不能年金は完全に労働能力を喪失している者を対象とする給付であるので、就労により所得を得ることはできないものとされている（1984 法律 222 号 2 条 5 項）。イタリア国内外、あるいは従属労働・独立労働（自営）を問わず、労働の対価を得ることは認められない。また、自営業や専門職の名簿への登録、および失業保険等の給付を受けることも認められていない。

そのような場合には、受給者は直ちに支給機関（INPS 等）に届出なければならず、INPS は、労働不能年金の支給を廃止し、障害手当への転換の措置を探る。

(5) 手続

(a) 認定³²

認定は、INPS の地方事務所（sede）（住民に身近な最小単位。2009 年全国で 177 ケ所）で行う。申請者は、所定の申請書（様式 SS3）に家庭医の診断書および戸籍書類を添えて提出する。提出は、直接でもよいが、保護協会（Patronato）³³を経由してもよい。ただし、最近は、INPS 関係の申請は、おおむね電子化される傾向にある。

第一段階は、拠出要件等の審査であり、書面により、事務局において事務的に行われる。第二段階は、医学的審査であり、INPS 地方事務所に置かれた「医学的審査委員会」が行う。

³² 2010 年 11 月の INPS 担当者への聴取に基づく。INPS の通達（circolare）に基づいて実施されているようである（1989 年 8 月 17 日 INPS 通達 187 号など）。

³³ 保護協会（Patronato）は、各種社会保障給付や社会援助サービスに関し、労働者、年金受給者、地域住民に対して情報提供や相談・援助を行う、非営利の組織である（2001 年 3 月 30 日法律 152 号）。主に、労働組合全国組織のイニシアティブなどによって、組織されている。各組織全体で、全国に約 1 万の相談窓口を有するといわれている。INPS の給付に関する相談・援助は、保護協会の主要業務の 1 つである。詳しくは、Persiani, M. (2009), pp.396-399。